

日次	期日	会議名	開議時刻	事項
第1日	12月5日(火)	本会議	午前9時	定例会(初日)
		委員会	本会議終了後	予算決算常任委員会(補正予算審査)
		委員会	午後1時30分	総務文教福祉常任委員会(所管事務調査) 産業建設生活常任委員会(付託案件審査及び所管事務調査)
第2日	12月6日(水)	本会議	午前9時	一般質問(5人) 補正予算採決
第3日	12月7日(木)	休会		自宅審議
第4日	12月8日(金)	本会議	午前9時	定例会(最終日)



12月議会定例会を開催 一般質問に5人の議員が登場

12月議会定例会が12月5日(火)から8日(金)までの4日間の日程で開催されます。今回の定例会には、条例の制定議案1件、条例の一部改正議案6件、指定管理者の指定議案4件、令和5年度補正予算議案5件、議員発議(条例の制定議案)1件、請願1件の合計18議案が審議される予定です。議会初日には各議案の審議決定を行った後、令和5年度補正予算議案を予算決算常任委員会へ付託し、細部にわたって慎重に審査を行います。常任委員会では、町が今後取り組む事務事業などについて、所管事務調査を行います。また、産業建設生活常任委員会は、付託された請願について、現地調査および審査の後、委員会採決を行います。

2日目は、事前に質問通告をした議員5人が登壇し、

- ① 一人暮らし高齢者への支援について
- ② 人権教育研修に参加して
- ③ コロナ感染について
- 青木秀夫議員(10時15分)
- ① 公共下水道事業について
- 尾澤将樹議員(11時30分)
- ① 災害が発生した時の障がい者への対応について
- ② 洪水が来た時の水位や避難所等が分かる看板を電柱に設置する事について
- ③ 町内の各家庭における防犯対策について
- 藪之本佳奈子議員(13時30分)
- ① 公共路線バスについて



4日目の最終日には、産業建設生活常任委員会に付託された請願の採択の可否について、本会議で採決を行います。また、各常任委員長および議会運営委員長から議長に申出のあった閉会中の調査、審査事項について決定の後、閉会となります。

◆一般質問通告者、質問事項 期日 12月6日(水)

森田義昭議員(9時)

◆議会傍聴 本会議および委員会の傍聴を希望される方は、入り口で受付票に住所、氏名、年齢をご記入ください。

◆議会動画配信 視聴の方法は、板倉町議会ホームページからご覧いただくか、YouTube(「板倉町議会」と検索)でもご覧いただけます。

問合せ 庶務課 82-6154

【入札結果】 予定価格が250万円(税込み)を超えるものを掲載。全ての入札結果および詳細は、町ホームページに掲載しています。 問合せ 財政係 82-6126

執行日	件名	場所	予定価格(税抜) 設計金額(税抜)	最低制限価格(税抜)	落札金額(税抜)	落札率	落札者
10月24日(火)	令和5年度 道路メンテナンス補助事業 峯1号橋外1橋 橋梁補修設計業務委託	海老瀬地先	629万円	なし	310万円	49.3%	技研コンサル(株)
10月24日(火)	令和5年度 町道1-3号線 道路長寿命化舗装修繕工事	初谷地内	377万円	263万円	370万円	98.1%	南坂田建設
10月24日(火)	令和5年度 町道1-12号線 道路長寿命化舗装修繕工事	板倉地内	844万円	590万円	832万円	98.6%	尾崎建設(株)

令和5年第1回臨時会における正副議長選挙の再議に対する審査請求について

青木秀夫議員より令和5年板倉町議会第1回臨時会において町長が再議書により正副議長の再選挙を行わせたい措置の取消しを求める審査請求が、群馬県に提出されました。これに対する群馬県の審決は、以下のとおりです。

審 決 書

群馬県邑楽郡板倉町朝日野1-14-7
審決申請人 青木 秀夫
処分庁 板倉町長

上記審決申請人(以下「申請人」という。)から令和5年6月12日付けで提起のあった上記処分庁による地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第176条第4項に基づく再選挙を行わせる措置(以下「本件処分」という。)に係る審決の申請(以下「本件申請」という。)について、次のとおり審決する。

主 文

本件申請を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要
本件申請は、処分庁が令和5年5月22日に板倉町議会に対して行った本件処分の取消しを求めた事案である。

第2 当事者の主張の要旨
1 申請人の主張
申請人の主張の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものであって、その理由は、要約すると次のとおりである。
(1) 理由1
本件処分は、質疑、討論もなく、採決されたかも不明であり、提案理由、手続、進行に瑕疵がある。また、町長は再議権を濫用している。
(2) 理由2
板倉町議会会議規則第59条ただし書により選挙の宣告後も一定の制限下での発言は認められるため、本件処分の理由とされている選挙の宣告後の発言は同条に違反していない。

第3 当庁の判断
本件申請の適法性について
法第255条の4の規定により、審決の申請をすることができるのは、法の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとする者に限定されており、審決の対象となる処分については、当該処分によって直接的に具体的な権利を侵害される場合でなければならないと解されている。すなわち、その権利義務につき直接変動を生じさせない処分については、当庁においてその適法性を判断すべきものではないと解するのが相当である。
また、審決の申請をすることができるのは、当該違法に権利を侵害されたとする者にとって「訴えの利益」があるような場合であることを必要とする解されている。すなわち、申請人に訴えの利益がない場合は、当庁においてその適法性を判断すべきものではないと解するのが相当である。
なお、この「訴えの利益」を有する者の範囲については、行政事件訴訟法第9条に規定する法律上の利益を有する者の具体的範囲と同一と解されており、同条第2項では、「処分の相手方以外の者について法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする」旨が規定されている。
これらを本件申請についてみてみると、本件処分は、長が議会に対し再選挙を行わせるものであり、申請人の権利義務に直接変動を生じさせるものであるということとはできない。したがって、申請人は、本件処分によって直接的に具体的な権利を侵害されたということとはできないと解するのが相当である。
また、本件処分について、地方自治法では、議会の選挙がその権限を越え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは長は再選挙を行わせなければならない旨を定めており、再選挙を行わせる措置を執るか否かの判断に当たり、当該議会の個々の議員の利益を考慮することを予定していないことは明らかである。したがって、本件処分を取り消すことについて、申請人に訴えの利益があるということとはできないと解するのが相当である。
以上のことから、本件処分は当庁の審査の対象となりえず、本件申請は法律上の争訟性を欠くものとして不適法なものであり、補正できないことが明らかである。

第4 結論
以上のとおり、本件申請は不適法であることから、法第255条の5第1項ただし書きの規定により、主文のとおり審決する。

令和5年10月5日
群馬県知事 山本一太



令和6年4月採用
会計年度任用職員を募集します

希望者は、申込書を提出してください。後日面接試験などを実施します。

募集職種

一般事務補助、保育士、調理員、公民館業務補助、作業員など

勤務時間

(原則)月～金曜日 午前8時30分～午後5時
月給 145,300円

※期末手当、各種福利厚生制度あり(金額は職種により異なる)

なりません。また、給与改定により給与額が変更になる場合があります。

受付期間

12月1日(金)～26日(火)

提出書類

会計年度任用職員採用申込書など(申込書は、総務課および各公民館にあります。また、町ホームページからダウンロードできます)

申込み・問合せ 秘書人事係
82-6121



保護司
4人のかたが表彰されました

11月17日に行われた群馬県更生保護大会において、保護司の小暮昇一さん(大字内蔵新田)が法務大臣表彰を、野中淳一さん(大字西岡)が関東地方更生保護委員会委員長表彰を、栃木定夫さん(大字離)と川田則行さん(大字下五箇)が前橋保護観察所長表

彰をそれぞれ受賞しました。4人のかたがたは、保護司として犯罪を犯した人の立ち直りの支援や、非行防止活動に尽力された功績が認められての受賞となりました。
問合せ 社会福祉係
82-6133

年末年始の役場業務のお知らせ



12月29日(金)～1月3日(水)の間、役場の業務が休みになります。戸籍、税金、ごみの収集などについては、次の内容をご確認ください。

【休みとなる業務・施設など】

役場業務(戸籍届出などを除く)、保健センター、各公民館、いたくらリサイクルセンター、たてばやしクリンセンター、ごみ収集、し尿処理

【戸籍・住民票など】

出生、死亡、婚姻など戸籍の届出は、年末年始の休業中も受け付けてきます。また、業務時間外や休日(年末年始を含む)で住民票、印鑑証明書の

【税金の納付】

取得および町営駐車場の更新手続きは、平日に電話予約をしてください。年末は12月28日(木)までにご予約ください。

【水道工事】

水道については、群馬東部水道企業団館林支所にお問い合わせください。

80-3201

【ごみ収集】

1・2区、9区～15区
可燃ごみ
年末は12月28日(木)まで
年始は1月4日(木)から
資源ごみ
年末は12月27日(水)まで

年始は1月10日(水)から
びん かん 危険物
年末は12月20日(水)まで
年始は1月17日(水)から
3～8区
可燃ごみ
年末は12月29日(金)まで
年始は1月5日(金)から
資源ごみ
年末は12月20日(水)まで
年始は1月4日(木)から
びん かん 危険物
年末は12月27日(水)まで
年始は1月10日(水)から

廃食用油・蛍光灯
各公民館
第1・第3水曜日
年末は12月20日(水)まで
年始は1月17日(水)から

いたくらリサイクルセンター
たてばやしクリンセンター
ごみの受入日
▼12月29日(金)
午前8時30分～午後3時
▼12月30日(土)
午前8時30分～11時30分

▼12月30日(土)
午前8時30分～11時30分

▼年始は1月4日(木)から通常どおり受け入れれます。

【し尿処理】

館林衛生施設組合では12月29日(金)～1月3日(水)の間、受け入れを行います。業者によるし尿のくみ取りができなくなりますのでご注意ください。

※年末年始は大変混み合います。計画的なごみ出しにご協力願います。

【各施設の休館】

- ◎各公民館
12月28日(木)～1月3日(水)
- ◎海洋センター
12月28日(木)～1月3日(水)
- ◎わたらせ自然館
12月28日(木)～1月3日(水)
- ◎文化財資料館
12月28日(木)～1月3日(水)
- ◎児童館
12月28日(木)～1月3日(水)
- ◎総合老人福祉センター
12月28日(木)～1月4日(木)

農地の適正管理をお願いします

耕作が行われず、農地として有効に活用されていない遊休農地が増加しています。遊休農地は、病害虫や雑草の発生源となり、周辺の農地や住宅へ迷惑をかけるほか、ごみの不法投棄を招くなど、生活環境悪化の原因となるおそれがあります。農地をいったん遊休化させると、再び耕作可能な状態に戻すには、多大な労力、時間、費用が必要となります。

近年では成長のスピードが早く、木になってしまいう植物なども見受けられることから、定期的に草刈りを行うなど、適正な管理を行うとともに、農作物を栽培して有効に活用しましょう。

問合せ 農業振興係
82-6137

エリア拡大
板倉町みんなのイルミネーション2023-2024

期間 12月22日(金)～令和6年2月14日(水)
午後4時30分～8時30分
場所 役場庁舎敷地内

点灯式&特設ステージライブ

日時 12月22日(金) 午後5時(雨天中止)
場所 役場庁舎北側広場

イベントスケジュール

- 17:00 よさこい
板倉はやし連
- 17:30 イルミネーション点灯式
クロスランプ
XLAMP(和ロックボーカルグループ)
キッズダンス
- 終了後 いたくらんとの記念撮影会

イルミネーション点灯期間中はキッチンカーが出店予定です。出店日などの詳細については、町ホームページでお知らせします。
点灯式当日は、キッチンカーが7台出店する予定です。
こちらも楽しみください。

板倉町では、町民をはじめ多くの人を楽しめ、新たな町の魅力として広く発信することで、地域の活性化にもつながるイルミネーション事業を実施します。今年度においては、役場庁舎北側広場の飾り付けを増やしました。フォトスポットも設置しておりますので、ぜひお楽しみください。

※昨年度のイルミネーション点灯期間中(令和4年12月1日から令和5年1月31日まで)のイルミネーション電気代は、約7,500円でした。

※今回協力団体として、板倉町商工会によるイルミネーション設置コーナーが設けられます。